

令和 8 年 9 月 13 日執行  
渡名喜村議会議員選挙

# 候補者等の手引

渡名喜村選挙管理委員会

## 目 次

I	選挙執行の概要	
1	選挙の理由	1
2	選挙の管理期間及び選挙長等	1
3	候補者と関係機関	1
4	候補者関係事務日程	2
II	立候補の届出等	
1	届出にあたって注意すべきこと	4
2	届出書類について	4
3	届出書類の記載について	4
4	届出先	5
5	届出の期日及び時間	5
6	受付の順序	6
7	その他の注意事項	6
8	候補者に交付される物品、証明書等	6
9	立候補の辞退	7
III	立会人の届出	
1	選挙立会人	8
IV	届出書類の一覧表及び記載例	
1	届出書類の一覧表	9
2	届出書類の記載例	10
V	選挙運動	
1	選挙運動の期間	22
2	選挙事務所	22
3	休憩所等の禁止	22
4	選挙運動を禁止される者	23
5	特殊な選挙運動方法の禁止	23
6	選挙運動用の自転車	24
7	選挙運動用の拡声器	25
8	選挙運動用のビラ	25
9	選挙運動用ポスター	26
10	選挙事務所に掲示できる文書図画	26
11	選挙運動用自動車等に使用する文書図画	27
12	個人演説会で使用する文書図画	27

13	候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類	28
14	新聞広告	28
15	選挙運動放送の制限	28
16	個人演説会	28
17	街頭演説	29
18	インターネット等を利用した選挙運動	29

## VI 選挙運動費用

1	出納責任者	30
2	選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償	30
3	報酬の支給	31
4	選挙運動費用の制限額	31
5	選挙運動に関する収入及び支出	32
6	選挙運動費用収支報告書の提出	32
7	選挙運動費用収支報告書の記載例	33

## VII 寄付の禁止

1	村と特別の関係がある者の寄付の禁止	47
2	候補者等の寄付の禁止	47
3	候補者が関係する会社等の寄付の禁止	47
4	候補者等の氏名を冠した団体の寄付の禁止	47
5	後援団体に関する寄付の禁止	47

## VIII 証明書類

1	候補者用通常葉書使用証明書	48
2	選挙運動用通常葉書差出票	49
3	新聞広告掲載証明書	51
4	選挙運動用ビラ証紙交付票	52

# I 選挙執行の概要

### 1 選挙の理由

今回の選挙は、渡名喜村議会議員の任期が令和8年9月27日に満了することにより行われる一般選挙です。

- (1) **選挙の期日** 令和8年9月13日(日)
- (2) **選挙期日の告示** 令和8年9月8日(火)

### 2 選挙の管理機関

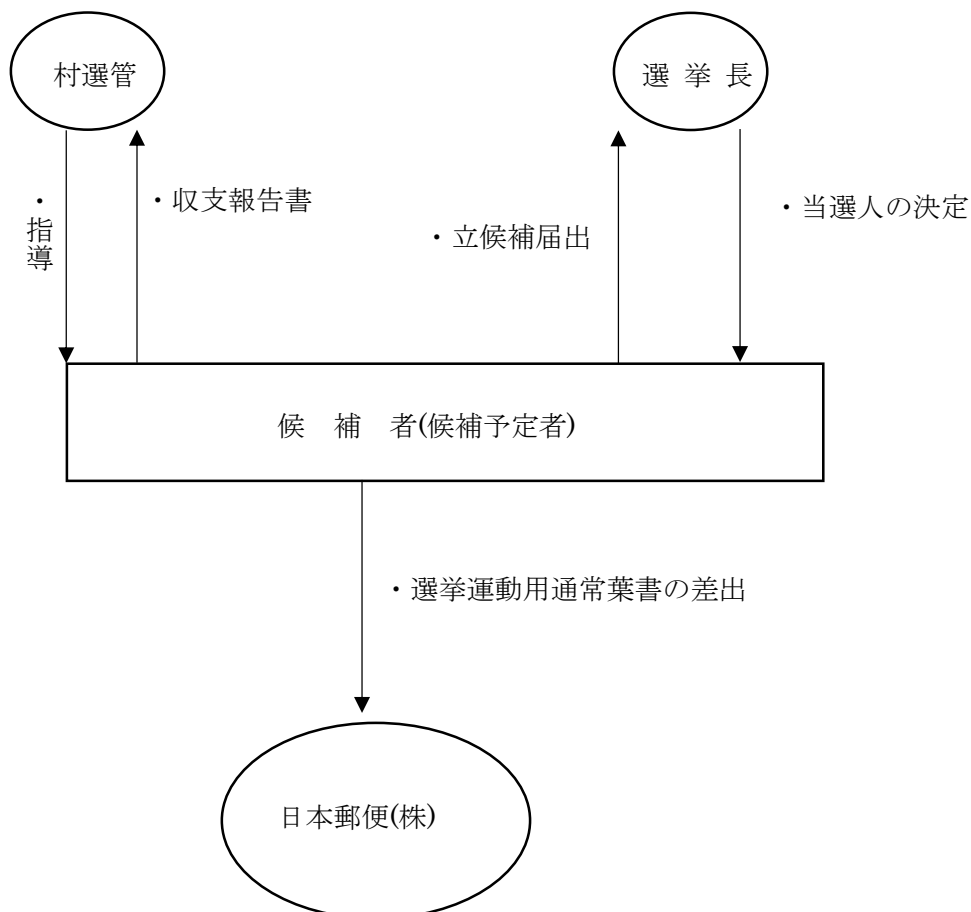
- (1) 選挙の管理機関は、渡名喜村選挙管理委員会です。
- (2) 立候補届出の受理などの職務を行う選挙長は次のとおりです。

選挙長	選挙長職務代理者
南風原 功夫	南風原 満

### (3) 選挙長が事務を行う場所

渡名喜村1917番地の3 渡名喜村役場2階  
渡名喜村選挙管理委員会 TEL989-2222

### 3 候補者と関係機関



4 候補者関係事務日程

月 日	事 項	説 明
令和 8 年 7 月 28 日 (火)	立候補予定者説明会 場所：渡名喜村役場 2 階 大会議室 時間：午前 10 時～	2 名以内 ・本人または代理人 ・出納責任者
令和 8 年 8 月 20 日 (木) ～ 8 月 21 日 (金)	立候補届出書類事前審査 場所：渡名喜村役場 2 階 大会議室 時間：午後 2 時～午後 5 時までの間 割り振りをした審査日程表を 立候補予定者へ通知します。	持参するもの ○候補者及び立候補届出代理人 の印鑑 ○選挙運動用ポスター (1 部) ※関係書類は事前審査後、封筒 に入れて封印。 ※9 月 6 日 (告示日) 立候補届 出の際に提出(開封厳禁)
9 月 7 日 (月) (告示日前日)	選挙運動費用支出制限額の算出	選挙人名簿登録者数に基づき制 限額を算出。これにより候補者 が選挙運動のために支出できる 額が決定され、その範囲内での 支出となりますので注意してく ださい。 ※9 月 5 日に告示します。
9 月 8 日 (火) (告示日)	立候補届出受付 場所 渡名喜村役場 2 階 大会議室 時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時まで	持参するもの ○候補者及び立候補届出代理人 の印鑑 ○午前 8 時 30 分までに到着し た者については、受付順位を決 めるくじを行い、その順位で立 候補届出書類を審査する。
	選挙用運動物資及び諸証明書の交付	立候補届出の受理後、選挙長か ら選挙運動物資 (5 種類) 及び 諸証明書 (2 種類) を交付。
	各種届出受付開始	選挙事務所設置届、出納責任者 選任届、選挙立会人届等
9 月 10 日 (木)	<b>選挙立会人選任届出期限</b>	○候補者は、選挙立会人となる べき者の承諾書を添えて、 <b>午後 5 時まで</b> に選挙管理委員会に届 けること。
9 月 13 日 (日) (投票日) (開票日)	投票	
	開票 場所：渡名喜村多目的活動施設 時間：午後 9 時	○立会人は、 <b>印鑑持参のうえ</b> 開 票開始の 30 分前には開票所へ 到着しておいてください。
9 月 14 日 (月)	選挙運動費用収支報告書の提出開始 時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時まで 場所：渡名喜村役場 2 階会議室	○ <b>選挙運動に要した費用を、漏 らさず記載して報告</b> すること。
9 月 14 日 (月)	当選証書授与式 時間：午前 9 時 00 分	○やむを得ず当選者本人が出席 できない場合には、代理人を出

	場所：渡名喜村役場 2 階会議室	席させることとし、その場合委任状を提出させること。
9 月 28 日（月）	選挙運動費用収支報告書の提出期限 時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時まで 場所：渡名喜村役場 2 階会議室	

## Ⅱ 立候補の届出等

## 1 届出にあたって注意すべきこと

立候補要件や届書の記載事項、添付書類等は大変重要なもので、**一つでも不備な点があれば届書が受理されず**、あるいは誤って受理されても後に無効となるおそれがありますので、届出書類ができあがったら正規の届出をする前にあらかじめ定めた日時に予備的審査（事前審査）をしておくことが必要です。予備的審査は、渡名喜村選挙管理委員会委員が行います。

なお、郵便による届出は受け付けいたしません。

## 2 届出書類について

立候補の届出を選挙長にする場合、次の書類が必要です。

- (1) **渡名喜村議会議員選挙候補者届（10ページ）**
- (2) 添付書類
  - ア **供託証明書（11ページ）**
  - イ **宣誓書（12ページ）**
  - ウ 所属党派証明書（各党で発行）
  - エ **戸籍抄本又は謄本**
- (3) **立候補届出代理人証明書（13ページ）**
- (4) **通称認定申請書（14ページ）**

## 3 届出書類の記載について

- (1) 候補者届（記載例10ページ）

ア 「氏名」は戸籍抄本又は謄本に記載された当該候補者の氏名によらなければなりません。

なお、戸籍抄本又は謄本に記載の氏名のうち通常漢字表及び人名用漢字別表等に掲げられている文字に対応する場合は、これらの文字を使用して届出してください。

（例） 國→国で。 榮→栄で。 藏→蔵で届出すること。

また、指名には必ず「ひらがな」でふりがなをつけてください。

イ 「本籍、住所及び生年月日」は、被選挙権の有無を判定するうえで必要ですので正確に書かなければなりません。したがって、事前に戸籍抄本又は謄本と照合して誤りのないようにしてください。

「本籍及び住所」は、沖縄県島尻郡から記載し、番地も省略しないで記入してください。

（例）沖縄県島尻郡渡名喜村1917-3ではなく、

沖縄県島尻郡渡名喜村1917番地の3と記入してください。

「生年月日」の欄のかつこ内には選挙期日現在（9月13日）の満年齢で記入してください。

ウ 「党派名」は、立候補届出に添付する所属党派証明書（各政党発行）に記載してある政党その他の政治団体の名称です。

なお、いずれの政党その他の政治団体にも所属していない者は、無所属であることは当然ですが、政党その他の政治団体に所属していても、所属党派証明書を有しない者は、党派欄には「無所属」と記載しなければなりません。

エ 「職業」は、代表的なものを1つ記載してください。なお、職業に就いていない者は「無職」と記載してください。

- (2) 添付書類

ア 宣誓書（記載例11ページ）

これは、公職の候補者となろうとする者が、選挙権及び被選挙権があること

及び他の選挙に立候補していないことを誓う旨の文書です。

虚偽の宣誓をした者は、処罰されますから注意してください。

#### イ 所属党派証明書

これは、政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合だけ必要であって、無所属として立候補する場合は添付する必要はありません。

所属党派証明書の発行権者は、各政党とも本部等で決められていますので、それに従ってください。

なお、この証明書は、所属の証明書であって、公認、非公認あるいは推薦とは関係がありません。したがって公認証等は所属党派証明書の効力を有しませんので注意してください。

#### ウ 戸籍の抄本又は謄本・住民票の抄本又は謄本

立候補届出書に記載された候補者の氏名、本籍、住所、生年月日等を証するために添付するものですから直近3ヶ月以内のものを添付してください。

#### (3) 立候補届出代理人証明書（記載例12ページ）

立候補の届出を、候補者本人以外の者が行う場合に、その者が**代理人であることの証明書**として必ず提出しなければなりません。

#### (4) 通称認定申請書（記載例13ページ）

##### ア 申請

立候補の届出は戸籍名でなければなりません。ただし通称がある場合で、通称認定の申請をして認められれば立候補届出の告示、新聞広告及び投票所内の氏名掲示に本名に代えて通称が使用されることとなります。ここで通称とは本名（戸籍名）に代えて本名以外の通称で本名に代わるものとして広く適用しているものをいいます。

通称名の申請は、立候補届出書と同時に、これに通称認定申請書を添えてしなければなりません。届出書に添えないで通称認定申請書を提出しても受理されません。

通称であるかどうかを証明する責任は、候補者側にありますので、通称認定申請書を提出する際にあわせて選挙長にその通称が本名に代わるものとして広く適用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料を提出しなければなりません。

##### イ 仮名書による通称使用

通称には、一般の通称のほか、戸籍名を仮名書きにする場合も通称にあたることになっており、この場合にも通称認定申請書を提出しなければなりません。これを証明する書類の提出は不要です。

##### ウ 効果

「通称認定申請」とは、立候補届出の告示、新聞広告及び投票所内の氏名掲示に本名に代えて通称が記載されることを求めるものですので、それ以外のもの、例えば選挙運動用ポスター、立札、看板等に通称を記載するかどうかはここでいう通称認定申請をしたかしかいかにかかわらず候補者が自由に決めてよいこととなります。

## 4 届出先

立候補の届出は、選挙長に対して行うものです。

## 5 届出の期間及び時間

立候補の届出の期日は、選挙期日の告示の日（**9月8日（火）**）の**1日だけ**です。

届出の時間は、**午前8時00分から午後5時まで**です。

## 6 受付の順序

立候補の受付の順序は、告示の日の午後8時30分までに受付場所に到着した者については、到着順によらず「くじ」により定めます。

## 7 その他の注意事項

選挙長に立候補届を提出する際には、必ず**立候補届に押印された印鑑**を持参してください。立候補届の記載事項が不備で訂正を要する際、届出書に用いられた印鑑がないと訂正できません。また、届出後の諸交付物資の受領印として印鑑が必要になります。

## 8 候補者に交付される物品、証明書等

立候補の届出が有効に受理されると、次の物品及び証明書等（参考資料50、51、53）が交付されますが、諸届出等用紙については、あらかじめ、立候補予定者に配布し、立候補の届出が受理された後、直ちに諸届出等が行えるようになっております。

（交付物）

種類	数量	使用方法等	様式
1.選挙運動用自動車(船舶)表示板	1	自動車の冷却器の全面又船舶操舵室の全面に常時設置する	
2.選挙運動用拡声機表示板	1	拡声器マイクロフォンの下部に常時設置する。	
3.街頭演説用標旗	1	街頭演説を行う場合に掲げる。	
4.自動車(船舶)乗車用腕章	4	選挙運動用自動車に乗車する場合に着用する。	
5.街頭演説運動員用腕章	11	街頭演説に従事する者が着用する。	

（交付証明書等）

種類	数量	使用方法等	ページ
1.候補者用通常葉書使用証明書	1	選挙運動用通常葉書の交付、表示、返還、再交付等をするときに掲示する。	50
2.選挙運動用通常葉書差出票	8	選挙運動用通常葉書を渡名喜郵便局に差し出すときに添付する。	51
3.新聞広告掲載証明書	2	希望する新聞社に広告の申し込みをする場合提出する。	53

（諸届出等用紙）

種類	数量	使用方法等
1.選挙事務所設置届	1	選挙事務所を設置した場合、村選管に提出する。
2.選挙事務所異動届	1	選挙事務所設置届提出後に、事務所を異動した場合に村選管に提出する。
3.出納責任者選任届	1	出納責任者を選任し、村選管に提出する。
4.報酬を支給する者の届出書	1	選挙に使用する事務員等で、報酬を支給する者を村選管に届け出る。
5.公営施設使用の個人演説会開催申請書	1	村選管に開催予定日の2日前までに提出する。
6.選挙立会人届出書	1	村選管に届け出ることができる。
7.選挙立会人承諾書	1	選挙立会人届出書に添付して届け出る。

8.選挙運動費用収支報告書	1	村選管に届け出る。
8.領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	1	収支報告書に、領収書等が添付できない場合に、これを添付する。
9.選挙運動費用収入簿・支出簿	各1	収支報告書作成の補助簿として使用する。村選管に提出は不用。

(注) 1. 交付物品、証明書類は、原則として再交付されませんから交付されたときは、全部そろっているか、必ず確認してから受け取ってください。万一紛失した場合には、紛失届を警察署に提出してください。

なお、交付物品、証明書類は他人に譲渡してはいけません。また、立候補を辞退した場合はその交付物品、証明書類は、直ちに村選管に返還してください。

2. 証明書類の様式を50ページ以降に掲載してありますので、ご参照ください。

## 9 立候補の辞退

立候補を取りやめる場合は、選挙長に文書で立候補辞退の届出をしなければなりません。立候補を辞退できる期間は、立候補届出の期日（**9月8日（火）の1日だけ、午後5時まで**）に限られます。期日内に辞退届がなければ、候補者が実質的に辞退しても、候補者としての取り扱いを受けます。

### Ⅲ 立会人の届出

選挙の立会人には、投票立会人、開票立会人がありますが、そのうち投票立会人は村選管が選任して決めますが、開票立会人については、候補者からも届け出ることができることになっております。

#### 1 開票立会人

開票立会人は、投票の効力の判定等開票事務が公正に執行されるよう、また当選人決定の手続きの公平な執行を監視する等、候補者の利益代表的役割を果たすものでありますから、原則として、候補者から届出のあった者をあてることになっております。ただし、その数が全体で10人を超えた時はくじをもって10人とし、更に同一の政党その他の政治団体に所属する候補者の届出にかかる者が3人以上であるときは、くじで2人以下になるように定めることとしております。

また、立会人は、届出には下記の事項にご注意ください。

- (1) 立会人となる者は、村の選挙人名簿に登録されている者でなければなりません。
- (2) 立会人は、その本人の承諾が必要です。
- (3) 届出先は、村選管です。
- (4) 届出の期限は、**選挙投票日当日の3日前（9月10日の午後5時まで）**までとなっております。

## IV 届出書類の一覧表及び記載例

## 1 届出書類の一覧表

届出書類の名称、提出時期、提出先及び実際に届出の受付を行う場所は、次の表に記載のとおりです。なお、書類の名称欄の名称の前に☆印がついているものについては、必ず提出するもので、ほかは提出する理由が発生した場合に提出又は届け出るものです。

### (立候補届出関係)

書類の名称	提出時期	提出先	記載例 ページ
☆渡名喜議会議員選挙立候補届	告示日(9月8日)	選挙長(立候補届出会場)	10
☆供託証明書	〃	〃	11
☆宣誓書	〃	〃	12
所属党派証明書(政治団結発行)	〃	〃	
☆戸籍抄本	〃	〃	
☆住民票抄本	〃	〃	
立候補届出代理人証明書	〃	〃	13
通称認定申請書	〃	〃	14

### (諸届出関係)

書類の名称	提出時期	提出先	記載例 ページ
選挙事務所設置届	設置の都度	村選管	15
選挙事務所異動届	異動の都度	〃	16
☆出納責任者選任届		選挙長	
出納責任者異動届			
報酬を支給する者の届出書	選任後直ちに	選挙長	18
公営施設使用の個人演説会開催 申出書	開催日2日前までに	村選管	19
立会人届出書	選挙期日前3日まで <b>(9月10日)</b>	選挙長	20
立会人承諾書	〃	〃	21
ポスター	告示日 <b>9月8日</b>	〃	

2 届出書類の記載例

戸籍簿と一致すること

住民票と一致すること

告示日を記入すること

## 渡名喜村議会議員選挙候補者届

候 補 者	ふりがな 氏名	こうの たろう 甲野 太郎	性 別	男
本 籍	沖縄県〇〇群〇〇村〇〇〇番地〇			
住 所	沖縄県島尻郡渡名喜村〇〇〇番地			
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日（満〇〇歳）			
党 派	〇〇党	職 業	無職	
選 挙	1 宣誓書 6 供託証明書			
添付書類	2 所属政党（政治団体）証明書（※無所属の場合は不要）			
	3 戸籍抄本			
	4 住民票抄本			
	5 通称認定申請書（※通称使用を希望する場合）			

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

**令和8年9月8日**

氏 名 甲野 太郎 印

渡名喜村議会議員選挙  
選挙長 南風原 功夫 殿

第5-(10)町村議会議員選挙供託(金銭)

第四号様式(第13条第1項関係) その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用		係員印		受付		調査		記録		頁	
(雑)		<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除							/ (第4号様式 印供第34号)	
申請年月日	令和〇年〇月〇日	供託カード番号	法令条項 公職選挙法第92条第1項								
供託所の表示	那覇地方務局	( ) カードご利用の方は記入してください。	供託者は、令和8年9月13日に行われる予定の渡名喜村議会議員選挙につき、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため、所定の金15万円を供託する。								
供託者の住所氏名	住所 沖縄県島尻郡渡名喜村1234番地の5	氏名・法人名等 甲 山 太 郎	<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。 <input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。 <input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する。								
	代表者等又は代理人住所氏名										
被供託者の住所氏名	住所	氏名・法人名等 渡 名 喜 村	<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権又は抵当権 <input type="checkbox"/> 反対給付の内容								
	代表者等又は代理人住所氏名										
供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 1 5 0 0 0 0 0	<input type="checkbox"/> 供託カード発行 年 月 日								
<input type="checkbox"/> 満点、半満点は1マスを使用してください。											
供託者ナ名	コ ウ ヤ マ タ ロ ウ										
カ氏											

(注) 1. 供託金額の冒頭に〒記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。  
2. 本供託書は折り曲げないでください。

020000

# 宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2又は第251条の3の規定により  
令和8年9月13日執行の渡名喜村議会議員選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

立候補届出日を記入する。

令和8年9月8日

住 所 沖縄県島尻郡渡名喜村〇〇〇〇番地  
候補者名 甲 野 太 郎 印

候補者届に使用した印と同一のもの

## 立候補届出代理人証明書

代理人 乙 山 次 郎 印

住 所 渡名喜村〇〇〇番地

上記の者は、令和8年9月13日執行の渡名喜村議会議員選挙において、本人に代わって立候補届出をするものであることを証明します。

令和8年9月8日

立候補者名 甲 野 太 郎 印

候補者届に使用した印と同一のもの

## 通称認定申請書

候補者 氏名 ふりがな 甲 野 太 郎 こう の た ろう

呼称 (通称) ふりがな コウノ 太 郎 た ろう

令和8年9月13日執行の渡名喜村議会議員選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和8年9月8日

氏 名 甲 野 太 郎 印

渡名喜村議会議員選挙  
選挙長 南風原 功夫 殿

備考：この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとしてひろく通用していることを証するに足りる資料を提出しなければならない。

↑  
上記のように、戸籍名の呼び名を、単にかな（カナ）書きにして、通称の申請をする場合には申請に係る証明資料は不用である。

## 選挙事務所設置届（候補者）

1.選挙事務所所在地	沖縄県島尻郡渡名喜村〇〇〇〇番地	(電話 )
2.設置年月日	令和 年 月 日	
3.候補者氏名	甲野 太郎	

令和8年9月13日執行の渡名喜村議会議員選挙における選挙事務所を上記のとおり設置したので届け出ます。

令和8年9月 日

渡名喜村選挙管理委員会  
委員長 南風原 功夫 殿

渡名喜村議会議員選挙候補者  
住 所 渡名喜村〇〇〇〇番地  
氏 名 甲野 太郎 印

告示日（9月8日）以降の届出月日を記入する。

## 選挙事務所異動届（候補者）

1.新選挙事務所所在地	沖縄県島尻郡渡名喜村〇〇〇〇番地	(電話 )
2.旧選挙事務所所在地	沖縄県島尻郡渡名喜村△△△△番地	
2.設置年月日	令和 年 月 日	
3.候補者氏名	甲 野 太 郎	

令和8年9月13日執行の渡名喜村議会議員選挙における選挙事務所を上記のとおり異動したので届け出ます。

令和8年9月 日

渡名喜村選挙管理委員会  
委員長 南風原 功夫 殿

渡名喜村議会議員選挙候補者  
住 所 渡名喜村〇〇〇〇番地  
氏 名 甲 野 太 郎 印

令和8年9月8日

渡名喜村選挙管理委員会  
委員長 南風原 功夫 殿

選任者  
住 所 渡名喜村〇〇〇〇番地  
氏 名 甲 野 太 郎 印

## 出 納 責 任 者 選 任 届

下記のとおり出納責任者を選任したので公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

選 挙	令和8年9月13日執行 渡名喜村議会議員選挙
候 補 者	甲 野 太 郎
出納責任者	乙 山 次 郎
住 所	渡名喜村〇〇〇〇番地
職 業	無職
生 年 月 日	昭和34年5月6日
選任年月日	令和8年9月8日

告示日を記入する。

報酬を支給できる者は、1日につき7名、延べ員数で35名までで、選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員（いわゆる「ウグイス嬢」）、手話通訳に対して支給できる。

## 報酬を支給する者の届出書

公職選挙法第197条の2第5項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和8年 月 日

渡名喜村議会議員選挙  
候補者 甲野 太郎 印

渡名喜村選挙管理委員会  
委員長 南風原 功夫 殿

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
甲山 乙男	渡名喜村1234番地	40	男		令和 年 月 日～ 月 日	

届出書を提出した日から、選挙期日の前日（9月12日）までの期間であること。

令和8年 月 日

渡名喜村選挙管理委員会委員長 殿

開催できる期間は、9月10日から9月12日まで

申出人 渡名喜村議会議員選挙候補者  
氏名 甲野 太郎 印

### 公営施設使用の個人演説会開催申出書

公営施設を使用して個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	渡名喜村議会議員選挙		ふりがな 氏名	甲野太郎	党派別	〇〇〇〇党
	住所	渡名喜村〇〇〇〇番地	連絡先	甲野太郎選挙事務所	電話番号	
使用すべき施設	渡名喜村多目的拠点施設					
開催すべき日時	令和8年 月 日		午前	7 時から		
			午後	8 時まで		
費用の区分	村 負 担		その他の事項			

- 備考
1. 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
  2. この申出書は、開催すべき日前2日までに届け出ること。
  3. 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
  4. 費用の区分欄には、無料使用による村負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は村負担）を記載しなければならない。
  5. 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第121条による納付すべき額を納付しなければならない。
  6. 候補者が他の候補者と共同して演説会を開催する場合及び自ら開催に必要な設備を付加する場合などにおいては、「その他の事項」欄にその旨を記載すること。

選挙立会人届出書

令和8年 月 日

渡名喜村議会議員選挙  
選挙長 南風原 功夫 殿

(候補者)

党派 ○○○○党

氏名 甲野 太郎 印

令和8年9月13日執行の渡名喜村議会議員選挙における選挙立会人として本人の承諾を得て届け出ます。

立会人となるべき者	住 所	渡名喜村○○○○番地
	氏 名	乙 山 丙 男
	生年月日	昭和24年 1月15日

## 選挙立会人承諾書

令和8年 月 日

候補者 甲 野 太 郎 殿

(立会人)

住 所 渡名喜村〇〇〇〇番地

氏 名 乙 山 丙 男 印

私は、令和8年9月13日執行の渡名喜村議会議員選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

## V 選挙運動

## 1 選挙運動の期間

(1) 選挙運動は、立候補の届出のあった日（立候補届が受理された時）から選挙の期日の前日まででなければなりません。

したがって、立候補届出前の一切の選挙運動は禁止されます。

(2) 選挙の当日は、選挙運動は禁止されますが、次の行為に限り例外として許されます。

ア 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類を通じて3個ならびにちょうちん1個を掲示すること。

イ 選挙運動期間中適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

※但し、候補者等の氏名等を表示する政治活動のために使用されるポスター（いわゆる事前ポスター）については、任期満了による選挙の場合、その任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間、またそれ以外の選挙については、当該選挙を行うべき事由の生じた旨を告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内におけるポスターの掲示は禁止されています。

(3) 選挙の期日後も、当選または落選に関し、挨拶行為をすることは禁止されています。

## 2 選挙事務所

選挙事務所とは、特定候補者の選挙運動に関する事務をある程度継続的かつ、総合的に取り扱う一切の場所的設備をいうもので、単に一回限り演説の打ち合わせをすとか、あるいは単にポスター等の保管をしておく場所にすぎないような場合には選挙事務所とはいえません。

選挙事務所であるかどうかは、個々具体的な場合に依じて実態に即して判断されます。

したがって、名称が何であっても、その実質が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているようなものは、選挙事務所とみなされます。

また、連絡所というような名称を有するものについても同様にその実態によって判断されます。

(1) 選挙事務所を設置できる者は、候補者またはその推薦届出者に限られます。

(2) 選挙事務所を設置したときは、村選管に届け出なければなりません。

(3) 設置することができる選挙事務所の数は、候補者1人につき1カ所です。

## 3 休憩所等の禁止

休憩処その他これに類する設備は選挙運動のために設けることはできません。

休憩所とは、休憩を主たる目的で設けられた一切の場所的設備をいい、その他これに類する設備とは、設備構造その他の点で休憩所という程度ではないが、これに類するものをいい、選挙運動のために設けるものであれば選挙運動員、労務者の用に供すると、一般選挙人のために設けることを問わず一切禁止されております。

#### 4 選挙運動を禁止される者

##### (1) 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者、選挙長は在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。

期日前投票管理者は、期日前投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

##### (2) 特定公務員

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員等は選挙運動をすることができません。

##### (3) 公務員等の地位利用による選挙運動

国又は地方公共団体のすべての公務員及び公社、国庫等の役員、職員は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

##### (4) 教育者の地位利用による選挙運動

教育者（学校教育法に規程する学校の長及び教員をいう）は、学校の児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

教育者の地位を利用する選挙運動とは、教育者がその地位にともなって有する児童生徒・学生に対する影響力を利用して行う選挙運動をいいます。直接、児童生徒等を選挙運動に従事させる場合はもちろん、これらの父兄、あるいはPTA等に働きかける場合も含まれます。

##### (5) 年齢満18年未満の者の選挙運動の禁止

年齢満18歳未満の者は、選挙運動をすることができません。また、何人も年齢満18年未満の者を使用して選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動のための労務（例えばポスター貼り）に使用することは差し支えありません。

##### (6) 選挙犯罪者

選挙犯罪や政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、一切選挙運動をすることができません。

#### 5 特殊な選挙運動方法の禁止

##### (1) 戸別訪問

何人も選挙に関し、投票を得、もしくは得しめ又は得しめない目的をもって**戸別に訪問する行為は一切禁止**されております。

なお、選挙運動のために個別に演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知すること、また特定の候補者の氏名または政党その他の政治団体の名称を言い歩くことも禁止されております。

##### (2) 署名運動の禁止

何人も選挙に関し、投票を得、もしくは得しめ又は得しめない目的でもって選挙人に対し署名運動をすることは禁止されております。

##### (3) 人気投票の公表の禁止

何人も選挙に関する事項を動機とし、公職につくべき者を予想する人気投票の結果を公表することは禁止されます。

#### (4) 飲食物の提供の禁止

ア 何人も選挙運動に関し飲食物（湯茶及びこれにともない、通常用いられる程度の菓子を除く）を提供することは、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されています。

例えば、候補者が選挙運動員や労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合、第三者が選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞いとして候補者等に飲食物を提供することが禁止されます。

イ ただし、選挙運動員と選挙運動のために使用する労務者に対して選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものだけは提供できます。

しかし、この弁当については、次のような制限があります。

(ア) 立候補の届出後から投票日の前日までの間に提供するものであること。

(イ) 弁当の価格は、**1食当たり1,000円**、1日につき3,000円以内であること。

(ウ) 提供できる弁当の数は、選挙運動期間に通して225食分（1日15人分×3食×5日）以内であること。

#### (5) 気勢を張る行為の禁止

何人も選挙運動のために自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすることはできません。

#### (6) 連呼行為の禁止

何人も選挙運動のために連呼行為をすることはできません。

ただし、次の場所においてする場合には一定の制限のもとにできます。

ア 演説会場において、演説の直前、直後及び開催中

イ 街頭演説の場所において、演説の直後またはその合間

ウ 午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車又は船舶の上において行う場合。この場合、連呼行為をする者は、学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、マイクの音量を落とすなどして、授業や療養に支障のないよう静穏の保持に努めなければならない。

## 6 選挙運動用の自動車

主として選挙運動のために使用される自動車は、その種類及び使用方法に次のような制限があります。

### (1) 使用できる自動車

ア 乗車定員10人以下の乗用自動車

二輪自動車（側車付きのもの含む。）以外のものについては、屋根がなかったり、車の側面とか後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものや屋根があっても一部が開いていたり、屋根を取外したり、開くことができるものは使用できません。

一般的には、自動車の種別の番号が3□□とは5□□の車であれば使用できます。

イ 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものや、屋根が取り外せたり、開くことのできる自動車は使用できません。

一般的には、いわゆるライトバン等のバン型の貨客兼用の小型自動車で自動車の種

別の番号が4□であれば使用できます。

ウ 四輪駆動方式（ジープ類）の自動車で車両重量2トン以下のもの

屋根、側面、または後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものは使用できません。

上記の制限により、自動車を選挙運動のために使用できるのですが、これらの自動車でも走行中に窓以外の部分を開いて使用することはできません。

エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

小型貨物自動車とは、小型自動車に該当する貨物自動車であり、自動車検査証の種別の欄が小型となっており、用との別が貨物自動車となっているものです。また、軽貨物自動車とは、軽自動車に該当する貨物自動車のことです。

(2) 使用できる数

主として選挙運動に使用することができる自動車の数は、候補者1人につき1台に限られます。

(3) 表示

主として選挙運動のために使用される自動車には、その冷却器の全面に村選管が交付する表示板を使用中常時掲示しなければなりません。

(4) 自動車の乗車制限

選挙運動用自動車に乗車する者は、候補者及び運転手のほか、村選管が交付する乗車用腕章をつけた4名を超えてはいけません。

(5) 車上の選挙運動の禁止

停止した自動車の上における選挙運動のための演説及び停止中又は走行中の自動車の上における選挙運動のための連呼行為を除き、車上の選挙運動は禁止されております。

## 7 選挙運動用の拡声機

(1) 主として選挙運動のために使用することができるものは、候補者1人につき1そろいに限られます。

この他に、個人演説会または、いわゆる幕間演説の開催中その場所において別に1そろい使用できます。同時に2か所以上で個人演説会を開催するときは、それぞれの会場で1そろい使用できます。

(2) 表示

主として選挙運動のために使用する拡声機には、村選管が交付する表示板を送話口の下部に使用中常時掲示しなければなりません。

個人演説会等で開催中使用する拡声機には、表示は必要ありません。

## 8 選挙運動用ビラ

(1) 頒布できる枚数

候補者が選挙運動のために頒布できるビラの枚数は1,600枚です。ビラは両面に印刷されてもので、1枚と数えられます。

(2) 届出

候補者が頒布できるビラは、2種類以内に限られ、それぞれ頒布する前に、あらかじめ頒布しようとするビラの見本を添えて村選管に届け出て、交付された証紙を貼り付けしなれば頒布することはできません。

(3) ビラの規格

ビラの大きさは、A4判（長さ29.7cm×幅21cm）以内のものでなければなりません。

(4) 記載内容

ビラの記事内容については、制限はありませんから政見の宣伝や、直接投票依頼の文言等も記載することができます。ただし、虚偽行為、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。なお、ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を記載されていなければなりません。

(5) 頒布方法

ビラの頒布は、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られます。

## 9 選挙運動用ポスター

(1) ポスターの規格

選挙運動用ポスターの大きさは、長さ42cm、幅30cmを超えてはいけません。

(2) ポスターの掲示

選挙運動用ポスターは、村選管が設置するポスター掲示場に、1ヵ所につき1枚をあらかじめ決められた区画に掲示することとなり、その他の場所には、一切掲示することができません。したがって、電柱とか、個人の家、ブロック塀等に掲示すると違反となります。

(3) ポスターの記載内容

ポスターの記載内容については、制限はありませんから演説会の告知や直接、投票依頼のために使用できます。ただ虚偽事項、利害誘導等の罰則にふれるようなことは書くことはできません。

なお、ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を記載又は印刷しなければなりません。

## 10 選挙事務所に掲示できる文書図画

選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札及び看板の類、ちょうちんの類を掲示することができます。

(1) 数量及び規格

ポスター、立札及び看板の類は、通じて3個に限られます。

通じて3個とは、ポスター1枚、立て札1枚、看板1枚というようにその数の合計が3を超えないことであり、その数の配分については全く自由です。

また、これらの看板等の大きさは、縦350cm、横100cmを超えてはいけません。

ちょうちんの類は1個に限り掲示することができますがその規格は高さ85cm、直径45cm以内です。

(2) 記載内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、選挙事務所を表示するものであることが認められる内容の記載が必要であり、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。

ただし、選挙事務所を表示するためのポスター、立札及び看板の類に付随的に政見等を記載したり、候補者の写真等を貼り付けることは差し支えありません。

1.1 選挙運動用自動車等に使用する文書図画

選挙運動用のために使用される自動車、船舶にポスター、立札、看板及びちょうちんの類を取り付けて使用することができます。

(1) 数量及び規格

ポスター、立札、看板の類には枚数の制限はないが、規格は縦273cm、横73cm以内です。

(2) 記載内容

記載内容については、特に制限はありません。

(3) 看板等の掲示

道路交通法による許可が必要な場合は、所轄警察署の指示を得ておくことが必要です。

1.2 個人演説会で使用する文書図画

個人演説会において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類を掲示することができます。

(1) 数量及び規格

ポスター、立札、看板の類は、会場内では枚数に制限はありませんが会場外（会場の一部で、入口等）では通じて2個までしか掲示できません。

ちょうちんの類は、会場内か会場外に1か所に限り掲示できます。

規格はポスター、立札、看板の類は、縦273cm、横73cm以内で、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cm以内です。

(2) 記載内容

記載内容については、特に制限はありませんが、その表面に、掲示する者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

(3) 掲示できる期間

演説会場内に掲示したポスター、立札、看板、ちょうちんの類は、演説会の開催中限られ、演説会の終了後は直ちに撤去しなければなりません。

### 1.3 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

候補者は選挙運動のために、たすき、胸章及び腕章の類を使用することができます。たすき、胸章、腕章の類には、はちまき、帯等が含まれますが、いわゆるハッピー、前掛けのようなものは含まれておりませんので、使用してはいけません。なお、記載内容の制限はなく、また規格についても制限はありませんが、社会通念上認められる大きさでなければなりません。

### 1.4 新聞広告

候補者は、選挙運動の期間中2回に限り、選挙に関し新聞広告を有料で掲載することができます。

#### (1) 規格及び内容

広告の規格は、横9.6cm、縦2段組以内で広告の場所は、記事下に限り色刷りは認められません。

#### (2) 掲載手続き

新聞広告をしようとするときは、立候補届出の際、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」(様式53ページ)を広告原稿とともに希望する新聞社に提出してください。

なお、広告を掲載できる期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までです。

### 1.5 選挙運動放送の制限

何人も選挙運動のために放送設備(村の防災無線など)を使用して放送をし又は放送させることはできません。

### 1.6 個人演説会

個人演説会は、公営施設使用の個人演説会とその他の施設使用の個人演説会とがあります。開催回数については、制限はありません。

個人演説会では、候補者本人はもとより候補者以外の者でも演説することができますし、録音盤を使用して演説することもできます。

#### (1) 公営施設使用の個人演説会

##### ア 使用できる施設

使用できる施設は、学校、多目的拠点施設など、村選挙管理委員会が指定する施設です。使用時間は1回につき5時間を超えることはできません。

##### イ 施設の使用料

候補者1人について、同一施設ごとに1回5時間以内に限り**無料**となります。

##### ウ 開催手続き

公共施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合には立候補の届出後に、開催予定日前2日までに「個人演説会開催申出書」(記載例18ページ)を村選管に提出しなければなりません。なお、**開催日は9月10日以降となります。**

#### (2) その他の施設使用の個人演説会

候補者は、公共施設以外の施設（漁民研修施設等）を使用して個人演説会を開催することができます。この場合、候補者は、その施設の管理者の承諾を得ればよいということになります。

## 1.7 街頭演説

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（たとえば公園、空き地等）で多数の人に向かって選挙運動のために演説することをいいます。

- (1) 街頭演説は、演説者がその場所に止まって、村選管が交付する標旗を掲げて行わなければならない。
- (2) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはならず、しかもこれらの者は村選管が交付する腕章を着けなければならない。
- (3) 街頭演説においては、録音盤を使用することができます。
- (4) 街頭演説は、午後8時から翌日の午前8時までの間はすることができません。また、学校、診療所、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

## 1.8 インターネット等を利用した選挙運動

インターネット等を利用する方法とは、ウェブサイト等を利用する方法及び電子メール等を利用する方法に分類されます。

### (1) ウェブサイト等を利用する方法

ア 電子メールアドレス等を表示した上で、選挙運動のために使用する文書図画をウェブサイト等を利用する方法により、頒布(はんぷ)することができます。ただし、これを紙にして頒布したり掲示することはできません。

イ 投票日の前日まで更新することができ、投票当日もそのままにしておくことができます。

※ウェブサイト等を利用する方法とは、ホームページ、ブログ、インスタグラム、X等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等のことをいいます。

### (2) 電子メールを利用する方法

ア 候補者又は確認団体に限って送信することができ、一般の有権者は送信することはできません。

イ 選挙運動用電子メール送信先は、あらかじめ送信に同意した者などに限られます。

## VI 選挙運動費用

## 1 出納責任者

候補者の選挙運動用の収支について、いっさいの責任を負うべき人が出納責任者です。立候補の届出をした者は、直ちに出納責任者の届出を村選管に提出しなければなりません。この届出をしないで出納責任者が寄附を受けたり、支出をすることはできません。

### (1) 出納責任者の選任

出納責任者は、一般的には候補者が選任するのですが、候補者自らが出納責任者となることもできます。なお、出納責任者は候補者の選挙運動に関しなされた寄附その他の収入、支出に関する事項を記載した報告書を**選挙の期日後15日(9月28日)までに村選管に提出しなければなりません**。この場合には領収書の写しを添付する必要があります。

## 2 選挙運動用に従事する者及び功労者に対する実費弁償

### (1) 実費弁償の支給

実費弁償は、選挙運動に従事する者(いわゆる運動員)及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができます。

この場合、労務者とは立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単なる機械的労務(例えばポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等)で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服するものです。

選挙運動に従事する者に対して弁当料、茶菓子料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては弁当料、茶菓子料を支給することはできません。また、選挙運動に従事する者に対しては、食糧費を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には食糧費を除いた宿泊料しか支給することができません。

### (2) 実費弁償の制限額

選挙運動に従事する者及び労務者に支給する実費弁償の額について、次の額の範囲内で支給しなければなりません。いかなる理由があるにせよ、これを超えて支給すると買収の推定を受けるおそれがあります。

ア 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる額

(1) 鉄道賃・・・鉄道旅行について路程に応じて旅客運賃等により算出した額

(2) 船賃・・・水路旅行について路程に応じて旅客運賃等により算出した額

(3) 車賃・・・陸路旅行について路程に応じて旅客運賃等により算出した額

(4) 宿泊料・・・一夜につき12,000円(食事代含む。)

(5) 弁当料・・・一食につき1,000円、1日につき3,000円

ただし、実際に弁当を提供した場合には、実費弁償として支給できる弁当は、提供

した弁当の実費相当額を差し引いた額である。

(6) 茶菓子料・・・1日につき500円

- イ 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる額
  - (1) 鉄道賃、船賃、車賃、上記アの(1)、(2)、(3)に同じ
  - (2) 宿泊料(食事を含まない。)一夜につき10,000円

### 3 報酬の支給

報酬は選挙運動のために使用する労務者、選挙運動に従事する者のうち、事務員、車上等運動員(いわゆるウグイス嬢)及び手話通訳者、要約筆記者に限り支給することができます。

(1) 労務者に支給する報酬

- ア 基本日額10,000円以内
- イ 超過勤務手当1日につき5,000円以内

(2) 事務員、車上等運動員及び手話通訳者、要約筆記者等に支給する報酬

- ア 支給できる期間  
報酬を支給する場合には、立候補の届出後、報酬の支給ができる者を文書で村選管に届け出なければなりません。届け出たときは、その日から選挙の期日の前日までの間支給できます。
- イ 届け出できる員数  
事務員、車上等運動員及び手話通訳者を通じて1日7人以内、日によって異なる者を使用する場合には、延べ35人まで異なる者を届け出ることができます。
- ウ 支給額  
選挙運動のために使用する事務員にあつては1人1日につき10,000円以内。  
選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び手話通訳者、要約筆記者にあつては1人1日15,000円以内。

### 4 選挙運動費用の制限額

選挙運動のために使い得る費用の最高限度額は、選挙の期日の告示と同時に告示されます。

なお、算定は選挙の期日の告示の日において選挙人名簿に登録されている者の数の総数を議員定数で割って得た数に、1,120円を掛け、得た額に90万円を加えた額が制限額となります。

※次の式によって算出されます。

最高限度額=A+90万円

A=(告示日における選挙人名簿登録者数÷議員定数6人)×1,120円

※最高限度額の100円未満の数は100円に切り上げします。

ちなみに、令和8年6月1日時点の選挙人登録者数で計算すると

$A = 259 \div 6 \times 1,120 = 48,400$ 円

$48,400 + 900,000$ 円 = 948,400円

となります。

## 5 選挙運動に関する収入及び支出

### (1) 選挙運動に関する収入

「収入」とは、「金銭、物品その他財産上の利益の收受、その他收受の受諾又は約束をいう」とされ、金銭の收受だけでなく財産上の利益の享受も収入となる。例えば、無償で選挙事務所を借りた場合等は、通常支払うべき借り上げ料を寄附として収入に計上しなければなりません。

### (2) 選挙運動に関する支出

「支出」とは、「金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう」こととされ、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為に要した費用もここに該当します。又、新聞広告に関する費用も支出とみなされます。

## 6 選挙運動費用収支報告書の提出

### (1) 提出期限

**選挙期日後15日以内（9月28日まで）**に、村選管に持参し、直接提出しなければなりません。なお、第1回の報告書提出後に寄附その他の収入及び支出があったときは、その分についてのみ、その支出があったときから7日以内に前回の合計額に加算して提出してください。

### (2) 収入簿及び支出簿への記載

選挙運動の費用として収入され、支出されたものは、そのつど収入簿及び支出簿（村選管交付）に記載し、記録しておいてください。なお、この帳簿は提出する必要はありません。

### (3) 収支報告書の作成

収入簿及び支出簿に記載したものを、収支報告書の「収入の部」及び「支出の部」に整理し記載してください。

なお、支出は次の項目に分けられた用紙にそれぞれ分類し記載してください。

(ア) 人件費・・・事務員、車上運動員に対する報酬

(イ) 家屋費・・・①選挙事務所費としてその借り上げ料、②集合会場費として個人演説会場の借り上げ料等に細分類する。

(ウ) 通信費・・・郵便料、電話料等

(エ) 交通費・・・運動員等の交通費

(オ) 印刷費・・・ポスター及び葉書等の印刷に要した費用

(カ) 広告費・・・立札、看板、たすき、拡声機、新聞広告費等の費用で、選挙運動用自動車上の看板等も含まれる。

(キ) 文具費・・・筆記用具、紙、その他選挙事務所で使用した消耗品代等である。

(ク) 食糧費・・・湯茶及び茶菓子や法律で認めた範囲で支給される弁当等に要した費用

(ケ) 休泊日・・・休けい及び宿泊に要した費用

(コ) 雑費・・・(ア) から (ケ) まで以外の諸費、電気代、ガス代等

以上、10種について分類し、「選挙運動に関する」費用は、すべて適宜この10項目の中に当てはめて、支出の月日順に明細を記載しなければなりません。

なお、記載要領について、詳しくは次ページ以降の記載例を参照してください。

(4) 選挙運動の費用とみなされないもの

次に掲げるものは選挙運動費用とみなされないので、選挙運動費用に算入する必要はありません。

(ア) 立候補の準備のために要した支出、又は立候補届出後の支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者を通じてした支出以外のもの

(イ) 候補者が乗用する車両等のために要した支出

(ウ) 選挙の数日後において選挙運動の残務処理のために要した支出

(エ) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料。

(オ) 選挙運動用自動車を使用するために要した支出、但し車上の看板等は除く。

**7 選挙運動費用収支報告書の記載例 (34ページ～46ページ)**

(注) 第1回分報告は9月28日までに提出しなければならない。

### 選挙運動費用収支報告書

最初の収入  
又は支出が  
あった日

1 令和8年9月13日執行 渡名喜村議会議員選挙  
 2 公職の候補者 住所 渡名喜村字〇〇〇〇番地  
 氏名 甲野太郎  
 3 月 日から  
 (第1回分)

収支報告書  
の提出日

月 日まで  
 4 収入の部

1件1万円を超えるものは  
分けて記載する。

月 日	金銭又は見積額 (円)	種別	寄附をした者			金銭以外の寄付 及びその他の収入 の見積の根拠	備考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	100,000	寄附	〇〇市字〇〇 1-2-3	A野太郎	会社員	机4、イス12 15,000円×2回	備品借り 上げ無償
〃	100,000	〃	〇〇市字〇〇 1-2-4	〇〇党			公認料
〃	100,000	〃	〇〇市字〇〇 1-2-5	B野太郎	農 業		
〃	100,000	〃	〇〇市字〇〇 1-2-6	A野次郎	無 職		
〃	500,000	その他 の収入					借入金

公認料は  
寄附である。

その他の収入は内容を明記する。

月 日	金銭又は見積額 (円)	種別	寄附をした者			金銭以外の寄付及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	100,000	寄附					1万円以下10件
〃	100,000	〃	〇〇市字〇〇 1-2-7	D野次郎	会社員	1日 10,000円	労務無償提供
〃	500,000	その他の収入					自己資金
〃	100,000	寄附	〇〇市字〇〇 1-2-8	甲野太郎後援会	政治団体		

1件1万円以下の収入は「寄附」「その他の収入」ごとに各収入日の合計を記載する。「寄附」の場合、件数を備考欄に記載する。

1件1万円を超えるものの「寄附」は各件ごとに住所、氏名(団体名)、職業を記載すること。

候補者本人

月 日	金銭又は見積額 (円)	種別	寄附をした者			金銭以外の寄付及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
計	寄 附	700,000					
	その他の収入	1,000,000					
	計	1,700,000					
前 回 計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
総 額	寄 附	700,000					
	その他の収入	1,000,000					
	計	1,700,000					

第2回の報告がある場合に、第1回に報告した金額を記入する。

支出の部は、それぞれ別用紙に「人件費」「家屋賃」「通信費」「交通費」「印刷費」「広告費」「文具費」「食糧費」「休泊費」「雑費」のいずれかに分類する。

労務者、事務員及び車上運動員の報酬。ただし、実費弁償は、交通費又は食糧費に入る。  
また、選挙運動自動車の運転手の雇用料は含まない。

5 支出の部 (人件費)								
月 日	金銭又は見積額 (円)	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	50,000	選挙 運動	労務者報酬	〇〇市字〇〇 1-2-9	D 野次郎	学 生		1日 10,000円 ×5日
”	50,000	”	事務員報酬	〇〇市字〇〇 1-2-10	B 野一郎	無 職		” ×5日
”	50,000	”	”	〇〇市字〇〇 1-2-11	E 野太郎	学 生		” ×5日
月 日	75,000	”	車上運動員 報 酬	〇〇市字〇〇 1-2-12	E 野花子	”		1日 15,000円 ×5日
計	225,000	立候補準備の ための支出		選挙運動の ための支出	225,000			選挙運動事務等で、「報酬を 支給する者の届出書」に記 載されていない場合は支出で きない。

区分の「立候補準備」の計

区分の「選挙運動」の計

選挙事務所に要する費用と、会場等使用に要する費用に分ける。  
 選挙事務所借上料、備品借上料、電話架設費用、個人演説会会場使用料等が考えられる。

5 支出の部 (家屋費)								
月 日	金銭又は見積額 (円)	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支 出の見積の根 拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
選挙事 務所費								
月 日	30,000	立候補 準備	備品借上料	〇〇市字〇〇 1-2-13	C 株式会社	家具販 売	机 4、椅子 12 5,000 円×6 日	無料借上
〃	120,000	〃	事務所借上 料	〇〇市字〇〇 1-2-14	F 野太郎	商 業		借上期間 1 ヶ 月
〃	45,000	〃	電話架設費	〇〇市字〇〇 1-2-15	G 電報電話局			臨時電話 3 台
小 計	195,000							
集合会 場費								
月 日	5,000	選挙運 動	演説会場借 上料	〇〇市字〇〇 1-2-16	G 会館			大ホール
小 計	5,000							
計	200,000	立候補準備の ための支出		195,000	選挙運動の ための支出	5,000		

電話、封筒等通信に要する費用。

5 支出の部（通信費）

月 日	金銭又は見積額 (円)	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支 出の見積の根 拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	55,000	選挙運 動	通信用切手	〇〇市 H 町 15	H 郵便局			80 円×700 枚
〃	35,000	〃	電話借上料 及び使用料	〇〇市 G 町 10	G 電報電話局			
計	90,000	立候補準備の ための支出		選挙運動の ための支出		90,000		

運動員等のバス賃、タクシー賃等。ただし候補者の分は、選挙運動費用とみなさない。また、選挙運動用自動車に関する費用（借上料、ガソリン代、運転手雇用料）は、選挙運動費用とみなさない。

5 支出の部（交通費）

月 日	金銭又は見積額 (円)	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	5,000	選挙運動	労務者車賃	〇〇市 F 町 20	D 野次郎	学 生		
〃	34,000	〃	連絡者ガソリン代	〇〇市 G 町 30	F ガソリンスタンド			
〃	1,000	〃	運動員タクシー賃	〇〇市 G 町 35	B 野一郎	無 職		
計	40,000	立候補準備のための支出		選挙運動のための支出	40,000			

ポスター、葉書の印刷費が主なものです。

5 支出の部 (印刷費)

月 日	金銭又は見積額 (円)	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支 出の見積の根 拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	400,000	立候補 準備	法定ポスタ ー印刷代	J・J印刷所				枚 月 日支払
〃	300,000	選挙運 動	法定葉書印 刷代	A・A印刷所				
計	700,000	立候補準備の ための支出		400,000	選挙運動の ための支出	300,000		

立札、看板、たすき、拡声機、新聞広告等の費用。

5 支出の部（広告費）

月 日	金銭又は見積額 (円)	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支 出の見積の根 拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	15,000	立候補 準備	拡声器借上	〇〇市 K 町 7	K リース商会			
〃	30,000	〃	たすき代	〇〇市 K 町 10	K 洋裁店			
〃	17,000	〃	事務所用看 板	〇〇市 K 町 20	K 看板店			
〃	25,000	〃	自動車用看 板	〇〇市 K 町 30	K 看板店			
計	60,000	立候補準備の ための支出		60,000	選挙運動の ための支出			

紙、筆記類その他選挙事務所等で使用する消耗品。

5 支出の部（文具費）

月 日	金銭又は見積額 (円)	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支 出の見積の根 拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	3,000	立候補 準備	ボールペン 他	〇〇市 L 町 8	L 文具店			
〃	7,000	〃	ダンボール 箱	〇〇市 L 町 15	A 商事			
計	10,000	立候補準備の ための支出		10,000	選挙運動の ための支出			

休泊費の内容は、休泊費と宿泊費を含めた意味である。  
 候補者にかかるものは、含まれない。

5 支出の部（休泊費）

月 日	金銭又は見積額 (円)	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支 出の見積の根 拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	24,000	選挙運 動	運動員宿泊 料	〇〇市 M 町 3	乙山太郎	団体職 員		1 泊 12,000 円 × 2 日
〃	36,000	〃	運動員宿泊 料	〇〇市 K 町 3	甲山次郎	会社員		1 泊 12,000 円 × 3 日
計	60,000	立候補準備の ための支出		選挙運動の ための支出		60,000		

光熱水費、その他これまでの区分のいずれにも該当しないものに係る出費は、これに含める。

5 支出の部（雑費）

月 日	金銭又は見積額 (円)	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支 出の見積の根 拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	17,000	立候補 準備	ベニヤ板等	〇〇市 N 町 9	N 材木店			
〃	10,000	選挙運 動	電気料	〇〇市 N 町 10	N 電力			
〃	5,000	〃	水道料	〇〇市 N 町 15	〇〇水道局			
計	32,000	立候補準備の ための支出		17,000	選挙運動の ための支出	15,000		

10 ページに区分した支出の合計額を記入する。

第2回の報告がある場合は、第1回目の報告を記入する。

「計」と「前回計」の合計を記入する。

5 支出の部 (合計)

計 (1)	立候補準備のための支出		前回計 (2)	立候補準備のための支出	0	総額 (1) + (2)	立候補準備のための支出	
	選挙運動のための支出			選挙運動のための支出	0		選挙運動のための支出	
	計			計	0		計	

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和8年 月 日

出納責任者 住所 渡名喜村〇〇〇〇番地  
氏名 乙野 太郎 印

報告提出日の日付を記載する。

備考

- 1 収入の部においては、1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一覧に記載するものとする。なお、寄附については、1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中、「種別」欄には寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 支出の部中、「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 4 清算届出後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額を合わせて総額の欄に記載するものとする。

「出納責任者印」に押印した印鑑を使用する。

## VII 寄附の禁止

## 1 村と特別の関係がある者の寄附の禁止

次の者は、選挙に関し寄附をしてはいけません。

(1) 村と請負、その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

(2) 会社、その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行っている者が、当該融資について村から利子補給金の交付決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた場合には、その融資を受けている会社、その他の法人。（ただし、その利子補給金が支給されてから一年を経過している場合、又はその利子補給金の交付の決定の全部が取り消された場合は、禁止されません。）

何人もこのような村と特別な関係にある者に対して、選挙に関し、寄附を勧誘したり又は要求してはならないし、また、このような者から寄附を受けてはなりません。

## 2 候補者等の寄附の禁止

候補者又は候補者になろうとする者は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。この場合、その寄附が選挙に関すると否とを問わず、また、時期のいかんを問わず禁止されます。ただし、その候補者等の後援会以外の政党及びその他の政治団体にする場合又は候補者等の親族にする場合は禁止されません。

何人も、候補者又は候補者になろうとする者に対して、その選挙区内にある者に対し寄附を勧誘し又は要求してはなりません。

## 3 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止

候補者又は候補者になろうとする者が、その役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又は、これらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体に対して寄附をすることは禁止されません。

## 4 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止

候補者又は候補者になろうとする者の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体は、今回の選挙に関しその選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体に寄附するとか、その氏名を冠された候補者等に寄附することは禁止されません。

## 5 後援団体に関する寄附の禁止

(1) 後援団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。

(2) 候補者又は候補者になろうとする者は、自分の後援団体に対し当該選挙の任期満了の日前 90 日目から投票日までの間は寄附をすることはできません。ただし、政治資金規正法第 19 条第 2 項の規定に基づき、候補者がその政治資金を取り扱わせるため指定し、届け出た団体(資金管理団体)に対しては、時期のいかんを問わず、候補者は当該団体に寄附をすることができます。

## VIII 證明書類

## 候補者用通常葉書使用証明書

渡名喜村議会議員選挙候補者  
氏 名

上記の者は、令和8年9月13日執行の渡名喜村議会議員選挙の候補者であって、公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することが出来る者であることを証明する。

令和8年9月8日

渡名喜村議会議員選挙  
選挙長 南風原 功夫 印

選挙用表示をする日本郵便株式会社の営業所の名称	日本郵便株式会社 渡名喜郵便局			
局名及び月日	区 別	枚 数	取扱者印	備 考

選挙運動用通常葉書差出票

差出票番号		第 号	
発行者氏名	渡名喜村議会議員選挙 選挙長 南風原 功夫 印		
候補者氏名	渡名喜村議会議員選挙 候補者 印		
この差出票による差出制限枚数			100通
差出年月日	差出通数	差出合計数	備考

(注) 備考欄は、郵便局の配達業務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式

会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。

#### 1.使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が100通となるまで、同一のものを差し出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が100通を超えることとなるときは、その超える分につき100通以内ごとに別葉の差出票をしようすること。
- (2) 差出通数欄には1回の差し出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分を記入すること。
- (3) 同時に200通以上を差し出すときは、100通の整数倍となる通数につき、100通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に100通未満の端数を除いた全通数を記入することが出来る。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行名以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、そのかたわらに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。

#### 2.郵便物差出上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて日本郵便株式会社渡名喜郵便局に差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。

## 新聞広告掲載証明書

候補者名	住所	
	所属党派	
	氏名	
	立候補届出年月日	令和 年 月 日

上記の者は、令和8年9月13日執行の渡名喜村議会議員選挙の候補者であって、公職選挙法第149条の第4項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

令和8年9月8日

渡名喜村議会議員選挙  
選挙長 南風原 功夫 印

令和8年9月13日執行  
渡名喜村議会議員選挙

候補者名

印

## 選挙運動用ビラ証紙交付票

渡名喜村選挙管理委員会 印

ビラの種類	証紙交付 年 月 日	証紙交付 枚 数	累 計	渡名喜村選挙管 理委員会 印

- 備考 1 頒布しようとする選挙運動用ビラの種類ごとに、見本1枚を添付してください。
- 2 証紙は、1,600枚(法定数)まで交付します。1,600枚の証紙交付を受けたときは、この票を返納してください。

# 参 考 资 料

区 分	説 明
挙運動用自動車 (船舶)	<p>1.使用できる台数 1台</p> <p>2.自動車の種類            使用できる自動車の種類は次のようなものに限られるが、宣伝カー構造のものは使用できない。</p> <p>(1) 乗用自動車            定員 10 人以下のもの。ただし、屋根の開閉ができるものや、側面、後面のないものは使用できない。</p> <p>(2) 小型軽貨物自動車(バン型)            定員 4 人以上 10 人以下のもの。ただし、屋根の開閉ができるものや、側面、後面のないものは使用できない。</p> <p>(3) 四輪駆動式の自動車(ジープ)            車両重量 2 トン以下のもの。ただし、屋根、側面、後面が開いている者は使用することはできない。</p> <p>(注) 1.これらの自動車でも、走行中に、上面、側面又は後面の全部又は一部(窓を除く)を開放して使用することはできない。</p> <p>2.オープンカーは使用できない。</p> <p>(4) 小型貨物自動車及び軽貨物自動車</p> <p>3.表示板・・・自動車には、前面の見やすい箇所に村選管から交付される表示板をつけなければならない。</p> <p>4.乗車人数・・・自動車には、候補者、運転手のほか村選管から交付される乗車用腕章をつけた運動員が 4 人まで乗車できる。</p> <p>5.看板等・・・自動車に掲示できる看板等の文書図画(規格) 273cm×73cm 枚数の制限はなし。ただし、道路交通法との関係もあるので、事前に所轄の警察署に届け出ておくこと。</p> <p>6.車上の選挙運動            (1) 走行中の自動車上においては、連衡行為以外の選挙運動は一切できない。また、この連呼は、午前 8 時から午後 8 時までの間に限られる。            (2) 街頭に自動車を止めて演説する際には、村選管から交付される該当演説用の標旗を掲げなければならない。            また、この該当演説も午前 8 時から午後 8 時までの間に限られる。</p>

区 分	説 明
拡声器	<p>1.使用できる数・・・一そろいに限る。ただし、個人演説会の開催中、その会場において別に一そろいを使用できる。</p> <p>2.表示板・・・・・・・・自動車を使用する拡声機には、村選挙が交付する表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所にとりつけておかなければならない。</p>
選挙運動用 通常はがき	<p>1.頒布できる枚数・・・2,500枚以内</p> <p>2.「選挙用」の表示 候補者は、立候補届出の後に選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書使用証明書」を、日本郵便株式会社の営業所に掲示して「選挙用」の表示を受ける。</p> <p>3.はがきの差出し 選挙葉書を出すときは、郵便物の配達事務を取り扱う営業所の窓口にし出しさなければならない。この場合候補者は、立候補の際交付された選挙運動用通常葉書差出票を添えなければならない。葉書を郵便によらず使送によったり、あるいは路上で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできない。</p>
選挙運動用ビラ	<p>1.種類・・・・・・・・村選管に届けたもの2種類以内。</p> <p>2.頒布できる総枚数・1,600枚</p> <p>3.規格・・・・・・・・長さ29.7cm、幅21cm（A4版）を超えないもの。</p> <p>4.ビラには、村選管が交付する証紙を貼らなければならない。</p> <p>5.ビラ表面には、頒布責任者及び印刷者の住所及び氏名(法人にあっては名称)を記載しなければならない。</p> <p>6.頒布方法・・・・・・・・新聞折込による頒布 選挙事務所内、個人演説会の会場内及び該当演説会の場所における頒布</p> <p>7.散布は禁止されている。</p>

区 分	説 明
選挙運動用ポスター	<p>1. 掲示場所・・・村選管が設置するポスター掲示場の定められた区画番号の箇所に限る。</p> <p>2. 掲示枚数・・・ポスター掲示場 1 ヲ所につき 1 枚 (ポスター掲示場 6 ヲ所)</p> <p>3. 規 格・・・長さ 42cm、幅 30cm を超えないもの。</p> <p>4. 掲示責任者等の記載 ポスターの表面に、掲示責任者及び印刷者の住所及び氏名(法人にあっては名称)を記載しなければならない。</p>
新聞広告	<p>1. 広告回数・・・いずれか一つの新聞に 2 回まで掲載することができる。この場合、同じ新聞に 2 回掲載してもよいし、別々の新聞に 1 回ずつ掲載してもよい。</p> <p>2. 規格等・・・大きさは、横 9.6cm、縦 2 段組以内で、掲載位置は、記事下とし色刷りは認められない。</p> <p>3. 期間・・・掲載できる期間は、立候補の届出以降から投票の前日(9 月 12 日)までである。</p>
個人演説会	<p>1 開催できる者・・・候補者に限られる。候補者以外の何人も個人演説会を開催することはできない。 なお、演説は候補者以外の者もすることができ、また、テープ等を使用してもよい。</p> <p>2. 公営施設の使用・・・公営施設を使用する場合は、同一施設ごとに 1 回だけ無料で使用することができ、使用時間は 1 回につき 5 時間以内である。</p> <p>3. 会場内で使用できる文書図画 個人演説会の会場内(会場入口含む)では、縦 273cm、横 73cm 以内の看板等(枚数制限なし)。</p>

区 分	説 明																				
街頭演説	<p>1.標旗の掲示・・・街頭演説を行うためには、演説者は必ずその場所にとどまっていなければならない。また、村選管が交付する標旗を掲げなければならない。</p> <p>2.人数の制限・・・街頭演説に従事することができる者は、15人を超えてはならず、かつ一定の腕章をつけなければならない。</p> <p>3.文書図画の制限・・・該当演説の場所では、その演説中、ポスター、看板の類は一切使用できないが、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車にとりつけられているものは差支えない。</p> <p>4.街頭演説の時間・・・午前8時から午後8時までの間に限られる。</p> <p>5.連呼行為・・・街頭演説の一部として連呼することは許されている。</p>																				
連呼行為	<p>1.連呼できる場所・・・演説会場、街頭演説(演説含む)の場所及び選挙運動用自動車の上。ただし、演説会場において会場の入口や窓から外に向かって連呼することはできない。</p> <p>2.連呼ができる時間・・・午前8時から午後8時までの間に限られる。ただし、個人演説会の会場では、演説の前後又はその合間、演説会の開催中に連呼することができる。</p>																				
インターネット等を利用した選挙運動	<p>インターネット選挙運動一覧</p> <table border="1" data-bbox="539 1361 1386 1783"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>政党等</th> <th>候補者</th> <th>一般の有権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページ ブログ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>SNS (Facebook、 X)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電子メール</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>有料バナー広告</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	種別	政党等	候補者	一般の有権者	ホームページ ブログ	○	○	○	SNS (Facebook、 X)	○	○	○	電子メール	○	○	×	有料バナー広告	○	×	×
種別	政党等	候補者	一般の有権者																		
ホームページ ブログ	○	○	○																		
SNS (Facebook、 X)	○	○	○																		
電子メール	○	○	×																		
有料バナー広告	○	×	×																		

区 分	説 明
選挙事務所の設置	<p>1.設置数・・・・・・・・1カ所に限られる。</p> <p>2.設置場所・・・・・・・・別段制限はない。</p> <p>3.表示用看板等・・・・選挙事務所には、その表示のために看板等を掲示することができる。</p> <p>(1)規格・・・・・・・・看板類(ポスター、立札等)は、縦 350cm、横 100cm を超えないもの。  ちょうちんの類は、高さ 85cm、直径 45cm を超えないもの。</p> <p>(2)数量・・・・・・・・看板類 合計 3 枚以内  ちょうちんの類 1 個</p>
候補者が着用し、使用するもの	<p>1.種類・・・・・・・・たすき、腕章、胸章、はちまきの類</p> <p>2.規格等・・・・・・・・候補者が着用しているかぎり、数、規格、記載内容になんらの制限はない。</p> <p>3.使用制限・・・・・・・・たすき等これらのものに、候補者の氏名が記載されているときは、確認団体が行う政談演説会の会場や確認団体が行う街頭演説会の場所等では使用できないので注意する。</p>